

3 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究代表者は、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムに添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、所属する研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードによりe-Radにログインした上で電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

- ① 研究代表者として応募する研究者は、「特別推進研究」については「平成23年度科学研究費補助金特別推進研究研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）」に基づき、その他の研究種目については「応募情報（Web入力項目）（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

※ 応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費補助金ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得することができます。

- ② 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。
そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）。

なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。

(2) 研究計画調書の作成

研究代表者は、特別推進研究の場合は「平成23年度科学研究費補助金特別推進研究研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）」に基づいて、また、特別推進研究以外の研究種目の場合は「応募情報（Web入力項目）（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））作成・入力要領」及び応募する研究種目（審査区分）ごとの「平成23年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成してください。

研究計画調書について

- ① 研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：「電子申請システム」により、応募情報（Web入力項目）(注1)を入力してください。

(注1) 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分

後半部分：応募内容ファイル(注2)の様式を日本学術振興会科学研究費補助金ホームページ

(<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

(注2) 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式
特別推進研究(新規)(英語版)	「電子申請システム」に 入力	S-1-1 (1)
(日本語版)		S-1-1 (2)
特別推進研究(継続)		S-1-2
基盤研究(S)		S-1-6
基盤研究(A)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究(B)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究(C)		S-1-8
挑戦的萌芽研究		S-1-10
若手研究(A)		S-1-12
若手研究(B)		S-1-12
継続研究課題(研究計画の大幅な変更を伴う場合)		S-1-13

- ② 研究計画調書は**モノクロ印刷**を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- ③ 研究計画調書に含まれる個人情報、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、e-Radに提供する予定です(e-Rad経由で内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することがあります。)。
 なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。
 また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。(4月予定)

研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が **10万円未満**の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（27頁1）参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（27頁2）参照）、連携研究者（28頁3）参照）及び研究協力者（28頁4）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究分担者及び連携研究者については、研究代表者と同様、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関（注）において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

ただし、研究協力者は、必ずしもe-Radに登録されている必要はありません。

また、日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」や大学院生等の学生は、研究代表者のほか、研究分担者及び連携研究者になることができません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分を有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（53頁参照）

<要件>

- ・ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること

- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

注) 科研費被雇用者は、通常、研究代表者等の指示を受け、雇用元の科研費の業務に専ら従事する立場にあります。このため、平成22年度から補助条件において、「研究協力者の雇用に当たっては、研究代表者でなく、研究機関が当事者として勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約を締結しなければならない」ことについて明記しました。

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、不正な使用等を行った場合は、一定期間、補助金を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、補助金を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。
- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず補助金の交付申請を辞退する場合があります。

1) 研究代表者 (応募者)

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。(注)

イ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書(他機関用)」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書(同一機関用)」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなるが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、平成23年度からは研究代表者を交替することは認めないこととします。

ただし、「新学術領域研究(研究領域提案型)」の「総括班研究課題」については、所要の手続きを経て、研究代表者(領域代表者)の交替を認められる場合があります。

(継続研究課題の取扱いについては、「IV 既に採択されている方へ」(51頁)を確認してください。)

ウ 研究代表者は、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成23年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

2) 研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者のことをいい、分担金の配分を受ける者でなければなりません(研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません)。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成23年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

3) 連携研究者

連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する研究者のことをいいます。

なお、連携研究者は、補助事業者ではないため、分担金を受け主体的に補助金を使用することはできません。

4) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者 等)

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

今回、公募を行う研究種目のうち「特別推進研究」、「基盤研究」及び「若手研究（A・B）」には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

1) 「特別推進研究」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する分野を「人文・社会」、「理工」、「生物」から必ず1つ選択してください。なお、「理工」については、「数物系科学」「化学」「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を1つ選択してください。

2) 「基盤研究」(審査区分「一般」)、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(A・B)」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である別表2「平成23年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」(以下「細目表」という。30頁参照)から適切な細目を1つ必ず選定するとともに、別表3「付表キーワード一覧」(35頁参照)より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを1つ必ず選定してください。

「時限付き分科細目」について(「基盤研究(C)」における特例)

学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用する「時限付き分科細目」(32頁参照)を「細目表」の別表として設けています。「基盤研究(C)」についてのみ、この「時限付き分科細目表」から審査希望分野として1分野を選定できます。なお、研究期間は分野の設定期間にかかわらず、3～5年間となります。

3) 「基盤研究」(審査区分「海外学術調査」)に応募する場合

応募に際しては、次の17分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。また、「細目表」より、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

	審査希望分野	
人文学	①	人文学A (哲学、文学、言語学、芸術学)
	②	人文学B (史学、考古学)
	③	人文学C (人文地理学、文化人類学)
	④	人文学D (地理学、地域研究等 人文学A・B・Cに該当しないもの)
社会科学	⑤	社会科学A (法学、政治学)
	⑥	社会科学B (経済学、経営学)
	⑦	社会科学C (社会学)
	⑧	社会科学D (心理学、教育学)
理工	⑨	数物系科学A (地球惑星科学)
	⑩	数物系科学B (数学、物理学等 数物系科学Aに該当しないもの)
	⑪	化学
	⑫	工学
生物	⑬	生物学
	⑭	農学A (農学、農芸化学、森林学、境界農学)
	⑮	農学B (農業経済学、農業工学、畜産学・獣医学、水産学)
	⑯	医歯薬学A (薬学、基礎医学、境界医学、社会医学)
	⑰	医歯薬学B (臨床医学、歯学、看護学等 医歯薬学Aに該当しないもの)